

# 第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会 設立総会及び第1回総会

日時：令和8年5月29日（金）14：00～15：30  
場所：愛媛県庁 第二別館 11階 大会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 オープニングセレモニー
- 3 挨拶
- 4 設立総会
  - ・第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会の設立について
- 5 第1回総会
  - (1) 議事
    - 【第1号議案】第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭基本構想(案)について
    - 【第2号議案】第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会会則の改正(案)について
    - 【第3号議案】令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
  - (2) その他（報告）
- 6 閉会

### <配付資料>

- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・【資料1-1】 第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭の概要について
- ・【資料1-2】 愛媛県実行委員会の設立趣旨
- ・【資料1-3】 愛媛県実行委員会会則（案）
- ・【資料1-4】 実施体制イメージ
- ・【資料2】 【第1号議案】第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭基本構想(案)
- ・【資料3】 【第2号議案】第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会会則の改正
- ・【資料4】 【第3号議案】令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)
- ・【資料5】 今後のスケジュール
- ・【資料6】 キャッチフレーズ・ロゴマークの募集

第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会  
設立総会及び第1回総会 出席者名簿

日時：令和8年5月29日（金） 14：00～15：30

場所：愛媛県庁 第二別館11階 大会議室

(敬称略)

番号	職名	機関・団体	役職	氏名	出欠状況			代理の場合のみ記載		座席番号
					出席	欠席	代理	代理者役職	代理者氏名	
1	会長	愛媛県	知事	中村 時広	○					D-1
2	副会長	愛媛県	副知事	菅 規行	○					E-1
3	副会長	愛媛県	副知事	濱里 要	○					F-1
4	副会長	愛媛県議会	議長	松尾 和久	○					C-1
5	副会長	愛媛県市長会	会長	管家 一夫			○	副会長	古川 拓哉	B-1
6	副会長	愛媛県町村会	会長	高門 清彦		○				-
7	副会長	愛媛県文化協会	会長	市村 公子	○					G-1
8	副会長	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	理事長	山口 真司	○					H-1
9	委員	愛媛県議会観光スポーツ文教警察委員会	委員長	山崎 洋靖	○					C-2
10	委員	愛媛県議会環境保健福祉委員会	委員長	新田 泰史	○					D-2
11	委員	松山市	市長	野志 克仁	○					B-2
12	委員	今治市	市長	徳永 繁樹	○					A-2
13	委員	宇和島市	市長	岡原 文彰	○					D-3
14	委員	八幡浜市	市長	大城 一郎			○	総務企画部長	松良 喜郎	C-3
15	委員	新居浜市	市長	古川 拓哉	○					B-1
16	委員	西条市	市長	越智 三義			○	副市長	明比 卓志	B-3
17	委員	大洲市	市長	二宮 隆久			○	教育長	櫛部 昭彦	A-3
18	委員	伊予市	市長	武智 邦典	○					D-4
19	委員	四国中央市	市長	大西 賢治	○					C-4
20	委員	西予市	市長	管家 一夫			○	政策企画部長	原井川 英一	B-4
21	委員	東温市	市長	加藤 章			○	教育長	八木 良	A-4
22	委員	上島町	町長	上村 俊之	○					D-5
23	委員	久万高原町	町長	河野 忠康	○					C-5
24	委員	松前町	町長	田中 浩介	○					B-5
25	委員	砥部町	町長	古谷 崇洋	○					A-5
26	委員	内子町	町長	小野植 正久	○					D-6
27	委員	伊方町	町長	高門 清彦			○	副町長	菊池 隼人	C-6
28	委員	松野町	町長	坂本 浩	○					B-6
29	委員	鬼北町	町長	兵頭 誠亀			○	課長	東 英範	A-6
30	委員	愛南町	町長	中村 維伯			○	教育長	中尾 茂樹	D-7
31	委員	愛媛県市議会議長会	会長	原 俊司			○	副会長	一色 輝雄	B-7
32	委員	愛媛県町村議会議長会	会長	前田 省二	○					C-7
33	委員	愛媛県高等学校文化連盟	会長	清水 幸一	○					E-2
34	委員	公益財団法人 愛媛県文化振興財団	代表理事理事長	土居 英雄	○					H-2
35	委員	松山市立子規記念博物館	総館長	竹田 美喜	○					F-2
36	委員	愛媛県博物館協会	会長	伊賀上 慶樹	○					G-2
37	委員	一般社団法人 へんろみち保存協力会	代表理事	関 宏孝			○	事務局長	田中 伸二	E-3
38	委員	公益財団法人 愛媛県シニアクラブ連合会	会長	松田 俊一	○					F-3
39	委員	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	会長	本田 元広	○					G-3
40	委員	愛媛県障害者連絡協議会	会長	河内 修二	○					H-3
41	委員	公益財団法人 愛媛県身体障害者団体連合会	会長	河内 修二	○					H-3
42	委員	一般社団法人 愛媛県精神障害者福祉会連合会	会長	家田 充博			○	専務理事	喜安 政光	E-4
43	委員	特定非営利活動法人 愛媛県知的障害者福祉協会	理事長	丹生谷 孝之	○					F-4
44	委員	愛媛大学	学長	仁科 弘重	○					G-4
45	委員	松山大学	学長	池上 真人		○				-
46	委員	松山短期大学	学長	松本 直樹		○				-
47	委員	聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部	学長	坂原 明	○					E-5
48	委員	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学	学長	水代 仁		○				-
49	委員	今治明德短期大学	学長	泉 浩徳	○					F-5
50	委員	岡山理科大学	学長	平野 博之	○					G-5

第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会  
設立総会及び第1回総会 出席者名簿

日時：令和8年5月29日（金） 14：00～15：30

場所：愛媛県庁 第二別館11階 大会議室

(敬称略)

番号	職名	機関・団体	役職	氏名	出欠状況			代理の場合のみ記載		座席番号
					出席	欠席	代理	代理者役職	代理者氏名	
51	委員	東京藝術大学	学長	日比野 克彦	○					H-4
52	委員	一般社団法人 愛媛県専修学校各種学校連合会	会長	河原 成紀			○	事務局長	木村 隆浩	H-5
53	委員	愛媛県立医療技術大学	学長	脇坂 浩之		○				-
54	委員	愛媛県小中学校長会	会長	渡部 真一	○					E-6
55	委員	愛媛県高等学校長協会	会長	島瀬 省吾			○	理事	辻岡 英幸	F-6
56	委員	愛媛県私立中学高等学校連合会	会長	永井 康博	○					G-6
57	委員	愛媛県特別支援学校長会	会長	宮崎 修次	○					H-6
58	委員	愛媛県連合婦人会	会長	三好 康子		○				A-7
59	委員	愛媛県図書館協会	会長	松岡 徹	○					D-8
60	委員	愛媛県公民館連合会	会長	二宮 秀秋			○	事務局長	向井 忠彦	C-8
61	委員	愛媛県青少年育成協議会	会長	野間 逸元	○					B-8
62	委員	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長	龍田 純孝	○					A-8
63	委員	ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長	村上 ゆかり	○					D-9
64	委員	愛媛県商工会議所連合会	会頭	三好 賢治			○	担当課長	島田 嘉代	E-7
65	委員	愛媛県商工会連合会	会長	渡部 英志		○				-
66	委員	愛媛県中小企業団体中央会	会長	服部 正			○	事務局長	井上 和也	F-7
67	委員	愛媛経済同友会	代表幹事	山口 普			○	事務局長	川平 明生	G-7
68	委員	愛媛経済同友会	代表幹事	大西 康司			○	事務局長	川平 明生	G-7
69	委員	愛媛県経営者協会	会長	三原 英人			○	専務理事	八塚 洋	H-7
70	委員	一般社団法人 愛媛県銀行協会	会長	三好 賢治			○	常務理事	後藤 潤一	E-8
71	委員	公益社団法人 日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会	会長	小島 豊樹	○					F-8
72	委員	愛媛県信用金庫協会	会長	八石 玉秀			○	推進役	白石 浩人	G-8
73	委員	愛媛県信用農業協同組合連合会	代表理事理事長	竹田 一郎	○					H-8
74	委員	四国電力株式会社	執行役員愛媛支店長	佐川 憲司	○					E-9
75	委員	NTT西日本株式会社	四国支店長	鈴木 裕二郎	○					F-9
76	委員	愛媛県酒造協同組合	理事長	越智 浩	○					G-9
77	委員	愛媛県商店街振興組合連合会	理事長	加戸 慎太郎	○					H-9
78	委員	愛媛県森林組合連合会	代表理事会長	高山 康人	○					C-9
79	委員	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	山内 謙治	○					B-9
80	委員	愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長	平井 義則			○	代表理事専務	岩森 雅章	A-9
81	委員	一般社団法人 愛媛県建設業協会	会長	浅田 春雄		○				-
82	委員	公益社団法人 愛媛県建築士会	会長	尾藤 淳一			○	常務理事事務局長	池内 誠喜	D-10
83	委員	一般社団法人 愛媛県観光物産協会	会長	中村 時広			○	専務理事	金子 浩一	E-10
84	委員	一般社団法人 愛媛県旅行業協会	会長	清水 一郎			○	事務局長	坂田 明則	F-10
85	委員	公益財団法人 愛媛県国際交流協会	理事長	本田 元広			○	専務理事	清水 孝一	G-10
86	委員	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	宮崎 光彦			○	事務局長	藤永 須正	H-10
87	委員	愛媛ホテル協会	会長	河野 治広		○				-
88	委員	一般社団法人 愛媛県バス協会	会長	清水 一郎			○	専務理事	松本 真一	E-11
89	委員	四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	○					F-11
90	委員	伊予鉄道株式会社	代表取締役社長	清水 一郎			○	専務取締役	河野 智臣	G-11
91	委員	一般社団法人 愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男			○	専務理事	谷口 政賀津	H-11
92	委員	日本航空株式会社	松山支店長	澤田 康子	○					E-12
93	委員	全日本空輸株式会社	松山支店長	上井 慎也	○					F-12
94	委員	松山空港ビル株式会社	代表取締役社長	清水 一郎			○	常務取締役	野島 浩司	G-12
95	委員	愛媛県旅客船協会	会長	清水 一郎			○	事務局長	長野 博人	H-12
96	委員	一般社団法人 愛媛県医師会	会長	村上 博		○				C-10
97	委員	一般社団法人 愛媛県歯科医師会	会長	西岡 信治			○	専務理事	浪瀧 文彦	B-10
98	委員	公益社団法人 愛媛県看護協会	会長	久保 幸		○				A-10
99	委員	一般社団法人 愛媛県薬剤師会	会長	田中 智美			○	事務長	渡部 栄治	D-11
100	委員	公益社団法人 愛媛県栄養士会	会長	永井 祥子	○					C-11

第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会  
設立総会及び第1回総会 出席者名簿

日時：令和8年5月29日（金） 14：00～15：30

場所：愛媛県庁 第二別館11階 大会議室

(敬称略)

番号	職名	機関・団体	役職	氏名	出欠状況			代理の場合のみ記載		座席番号
					出席	欠席	代理	代理者役職	代理者氏名	
101	委員	愛媛県食生活改善推進連絡協議会	会長	井上 次恵	○					B-11
102	委員	特定非営利活動法人 愛媛県レクリエーション協会	会長	坂原 明	○					E-5
103	委員	公益財団法人 愛媛県スポーツ協会	会長	大塚 岩男			○	専務理事兼事務局長	高岡 晃仁	A-11
104	委員	愛媛県	教育長	高岡 哲也	○					D-12
105	委員	愛媛県	公営企業管理者	東野 政隆			○	公営企業管理局長	岡田 義弘	C-12
106	委員	愛媛県	参与	中川 逸朗	○					B-12
107	委員	愛媛県	参与	末永 洋一	○					A-12
108	委員	愛媛県	参与	居村 大作	○					B-13
109	委員	愛媛県	参与	久保田 英和	○					A-13
110	委員	愛媛県	防災安全統括部長	清水 諭	○					D-13
111	委員	愛媛県	人口減少対策統括部長	森居 基修	○					C-13
112	委員	愛媛県	総務部長	客本 宗嗣	○					E-13
113	委員	愛媛県	企画振興部長	三好 康道	○					F-13
114	委員	愛媛県	観光スポーツ文化部長	久保田 晶	○					G-13
115	委員	愛媛県	Velo-city推進統括監	河上 芳一	○					H-13
116	委員	愛媛県	県民環境部長	松田 交志	○					D-14
117	委員	愛媛県	保健福祉部長	高橋 紀久	○					C-14
118	委員	愛媛県	経済労働部長	池田 和	○					B-14
119	委員	愛媛県	農林水産部長	岡部 直	○					A-14
120	委員	愛媛県	土木部長	篠原 伸明	○					E-14
121	委員	愛媛県	東予地方局長	加藤 道和	○					F-14
122	委員	愛媛県	中予地方局長	小山 哲司	○					G-14
123	委員	愛媛県	南予地方局長	大崎 陳洋			○	地域産業振興部長	雲峰 陸光	H-14
124	委員	愛媛県	副教育長	黒田 敬	○					C-15
125	委員	愛媛県警察本部	本部長	近藤 裕行			○	警衛対策課長	逢阪 良昭	B-15
126	監事	愛媛県	会計管理者兼出納局長	大内 康夫	○					D-15
127	監事	愛媛県市長会	副会長	岡原 文彰	○					D-3
128	監事	愛媛県町村会	副会長	坂本 浩	○					B-6
129	参与	株式会社愛媛新聞社	代表取締役会長	土居 英雄			○	専務取締役	長井 基裕	A-15
130	参与	日本放送協会	松山放送局長	西田 淳		○				-
131	参与	南海放送株式会社	代表取締役社長	大西 康司	○					E-15
132	参与	株式会社テレビ愛媛	代表取締役社長	西岡 征治	○					F-15
133	参与	一般社団法人 共同通信社	松山支局長	羽柴 康人	○					G-15
134	参与	株式会社時事通信社	松山支局長	寺尾 貴之	○					H-15
135	参与	株式会社朝日新聞社	松山総局長	広島 敦史	○					D-16
136	参与	株式会社毎日新聞社	松山支局長	花岡 洋二	○					C-16
137	参与	株式会社日本経済新聞社	松山支局長	大林 卓		○				-
138	参与	株式会社産経新聞社	松山支局長	和田 基宏		○				-
139	参与	株式会社あいテレビ	代表取締役社長	左納 和宜	○					B-16
140	参与	株式会社愛媛朝日テレビ	代表取締役社長	井上 隆史			○	専務取締役	小林 正太郎	A-16
141	参与	株式会社愛媛CATV	代表取締役社長	宮内 隆			○	専務取締役	井上 仁	E-16
142	参与	株式会社エフエム愛媛	代表取締役社長	倉淵 秀俊	○					F-16
					86	14	42			

演台

司会

事務局

随行者席

プレス席

	A	B	C	D	E	F	G	H
1	○	市(市長)新居(市長)浜	○	知事	○	副知事	○	会(会長)文(会長)化(会長)協
2	○	今治市長	○	長(局長)福(局長)環(局長)境(局長)議(局長)委(局長)保(局長)員(局長)健	○	盟(会長)校(会長)高(会長)長(会長)化(会長)等(会長)連(会長)学	○	協(会長)博(会長)会(会長)博(会長)物(会長)会(会長)物(会長)長(会長)館
3	○	大洲市長	○	長(市長)八(市長)幡(市長)浜(市長)	○	理(会長)力(会長)ち(会長)へ(会長)一(会長)代(会長)存(会長)ろ(会長)社(会長)表(会長)協(会長)み(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
4	○	東温市長	○	市(市長)四(市長)国(市長)中(市長)央(市長)	○	会(会長)会(会長)害(会長)害(会長)一(会長)精(会長)福(会長)神(会長)社(会長)会(会長)社(会長)障(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
5	○	砥部町長	○	町(町長)久(町長)長(町長)万(町長)高(町長)原(町長)	○	学(会長)短(会長)今(会長)長(会長)期(会長)治(会長)大(会長)明(会長)徳(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
6	○	鬼北町長	○	伊(町長)方(町長)町(町長)長(町長)	○	会(会長)校(会長)学(会長)長(会長)高(会長)協(会長)等(会長)学(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
7	○	人(会長)会(会長)連(会長)会(会長)合(会長)長(会長)婦(会長)	○	長(市長)市(市長)議(市長)会(市長)会(市長)長(市長)議(市長)	○	会(会長)議(会長)所(会長)商(会長)頭(会長)連(会長)工(会長)合(会長)会(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
8	○	連(会長)ト(会長)イ(会長)日(会長)盟(会長)ス(会長)本(会長)長(会長)連(会長)力(会長)ボ(会長)盟(会長)ウ(会長)	○	長(会長)連(会長)県(会長)公(会長)民(会長)会(会長)館(会長)	○	会(会長)銀(会長)一(会長)長(会長)行(会長)社(会長)協(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
9	○	合(会長)表(会長)同(会長)理(会長)組(会長)漁(会長)事(会長)会(会長)組(会長)代(会長)協(会長)	○	会(会長)代(会長)合(会長)長(会長)表(会長)連(会長)森(会長)理(会長)合(会長)林(会長)事(会長)会(会長)組(会長)	○	店(会長)員(会長)制(会長)四(会長)長(会長)愛(会長)執(会長)国(会長)媛(会長)行(会長)電(会長)支(会長)役(会長)力(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
10	○	会(会長)会(会長)看(会長)公(会長)長(会長)護(会長)社(会長)協(会長)	○	会(会長)医(会長)一(会長)師(会長)社(会長)	○	長(会長)産(会長)協(会長)親(会長)一(会長)会(会長)光(会長)社(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
11	○	長(会長)ツ(会長)協(会長)又(会長)公(会長)財(会長)会(会長)	○	会(会長)会(会長)栄(会長)公(会長)長(会長)養(会長)社(会長)	○	会(会長)会(会長)パ(会長)ー(会長)長(会長)ス(会長)社(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
12	○	県(会長)参(会長)与(会長)	○	業(会長)管(会長)公(会長)理(会長)者(会長)企(会長)	○	店(会長)員(会長)制(会長)日(会長)長(会長)松(会長)本(会長)山(会長)航(会長)空(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
13	○	県(会長)参(会長)与(会長)	○	括(会長)少(会長)部(会長)対(会長)人(会長)長(会長)策(会長)口(会長)統(会長)減(会長)	○	長(会長)県(会長)總(会長)務(会長)部(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
14	○	産(会長)部(会長)農(会長)林(会長)水(会長)	○	社(会長)部(会長)保(会長)健(会長)福(会長)	○	長(会長)県(会長)土(会長)木(会長)部(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
15	○	聞(会長)社(会長)愛(会長)媛(会長)新(会長)	○	長(会長)県(会長)副(会長)教(会長)育(会長)	○	(会長)南(会長)海(会長)放(会長)送(会長)	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福
16	○	日(会長)テ(会長)愛(会長)レ(会長)媛(会長)ビ(会長)朝(会長)	○	聞(会長)社(会長)毎(会長)日(会長)新(会長)	○	○	○	会(会長)社(会長)協(会長)社(会長)福(会長)議(会長)会(会長)福

祝電等揭示物

受付

受付

# 第43回国民文化祭 第28回全国障害者芸術・文化祭 の概要について

---

令和8年5月29日(金)  
愛媛県 国民文化祭推進室  
障がい福祉課

## 国民文化祭とは

- 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした「文化の祭典」。
  - 伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化等の活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供。
  - 文化により生み出される価値を文化の継承・発展・創造に活用し、文化芸術の振興に寄与



## 近年の国民文化祭

- 平成29年度(奈良大会)から、「全国障害者芸術・文化祭」と合同開催 ※厚生労働省・開催地自治体が主催
- 令和元年度(新潟大会)から、「四人行幸啓」の1つに (全国植樹祭、国民スポーツ大会、全国豊かな海づくり大会)

## これまでの経過等


- R6.12.9 文化庁へ「要望書」を提出
- R7.1.20 開催が内定
- R7.8.5 国民文化祭等基本構想検討会(第1回)開催
- R7.11.28 国民文化祭等基本構想検討会(第2回)開催
- R8.2.4 国民文化祭等基本構想検討会(第3回)書面開催  
基本構想(案)、統一名称(案)の協議、決定

## 令和10年度 愛媛大会の概要

令和10年度は、県文化協会設立35周年、県民総合文化祭40周年、アートベンチャーエヒメフェス2028と節目の年。

- 会期  
令和10年10月22日(日)~12月3日(日) ※案
- 統一名称  
えがお  
愛顔えひめの文化祭2028(にーまるにーはち) ※案
- 主な主催者  
文化庁、厚生労働省、愛媛県、市町、文化関係団体、障がい者関係団体 等

# 前回愛媛大会（第5回国民文化祭）概要

会 期	平成2年（1990年）10/19（金）～10/28（日） [10日間]
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 愛媛県の特徴を生かした国民文化祭とする</li> <li>② 国際色豊かな国民文化祭とする</li> <li>③ 県民総参加による盛大な国民文化祭とする</li> <li>④ 愛媛県のイメージアップを図る国民文化祭とする</li> </ul>
テ ー マ	架けよう - 文化の橋・交流の橋
開催場所	県内 8市10町
主催事業数	31事業
出演者数	<p>[出演者] 34,356人（うち県内24,715人、県外9,641人）</p> <p>[出演団体] 1,154団体（うち県内708団体、県外446団体）</p>
観客数	638,400人
総事業費	約11.9億円
マスコット	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div> <p>「みかちゃん」</p> <p>愛媛を代表する県産品のみかんと愛媛県の地形を結び付けデザイン化し、地形の中は文化がいつまでも継承されている様を表し、5本の白いラインは第5回国民文化祭を示している</p> </div> </div>



- 第5回国民文化祭・愛媛90の開催により、県民総合文化祭の拡充をはじめ、地域や分野の垣根を超えたネットワークづくりを進める中核組織として愛媛県文化協会を設立

# 近年の開催状況

- 大会期間中、県内各地でプログラムを開催
- 四十数日間にわたる会期中、百万人を上回る来場者があるなど、大規模な大会
- ※ 令和9年度の開催地は東京都に決定。(主催:文化庁、厚生労働省 共催:東京都)



項目	岐阜県/R6	長崎県/R7	高知県/R8	愛媛県/R10
正式名称	第39回国民文化祭 第24回全国障害者芸術・文化祭	第40回国民文化祭 第25回全国障害者芸術・文化祭	第41回国民文化祭 第26回全国障害者芸術・文化祭	第43回国民文化祭 第28回全国障害者芸術・文化祭
統一名称	「清流の国ぎふ」文化祭2024	ながさきピース文化祭2025	よさこい高知文化祭2026	<small>えがお</small> 愛顔えひめの文化祭2028 《予定》
キャッチフレーズ	ともに・つなぐ・みらいへ ～清流文化の創造～	文化をみんなに	心躍る、文化咲く	《R8公募》
ロゴマーク				《R8公募》
会期	10/14～11/24 (42日間)	9/14～11/30 (78日間)	10/25～12/6 (43日間)	10/22～12/3 (43日間) 《予定》
開催市町村	42全市町村	21全市町	34全市町	20全市町
参加者数	約276万人	約147万人 《応援事業含む:224万人》	100万人を目標	130万人を目標 《予定》

事業数	<u>332</u>	<u>234</u> 《応援事業含む:419》	<u>267以上</u>	【今後、検討】
開閉会式	2	2	2	-
県実行委員会主催	<u>13</u> (うち障文祭交流8)	<u>14</u> (うち障文祭交流5)	<u>14</u> (うち障文祭祭5事業)	-
県主催	127	11	44	-
市町主催	166 (うち全国大会30)	157 (うち全国大会23)	207 (うち全国大会27)	-
団体等主催	24	50	(未定)	-
応援事業等	400以上(会期外含む)	《185》	(未定)	-

## 大会期間中、県内各地(全市町)でプログラムを開催

### (1) 県事業

#### ① 開会式(行幸啓)

➤ 県の文化や歴史を音楽やダンスで表現するステージプログラム

#### ② 閉会式

➤ 県内各地で行われた取組を総括するステージプログラム

#### ③ 地域連携事業(アートベンチャーエヒメ)

➤ アート(文化芸術)を介して人と人、人と地域をつなぎ、そこから生まれる新たな価値や関係を社会に広げ、“愛媛の未来を創造する”アートコミュニケーションプロジェクト

#### ④ 地域文化発信事業(障がい者芸術事業含む)

➤ 県が政策的に行う県内の文化芸術資源を活用した交流人口拡大や人材育成につなげるプログラム



### (2) 市町事業

#### ① 地域文化発信事業(市町プログラム)

➤ 市町が文化や地域資源の価値を活用する趣旨テーマに沿った多彩なプログラム(障がい者交流事業含む)

#### ② 全国文化交流事業(文化事業の全国大会)

➤ 文化団体が市町と連携して実施する全国規模の各種文化活動を発表、共演、交流する事業

### (3) 関連事業

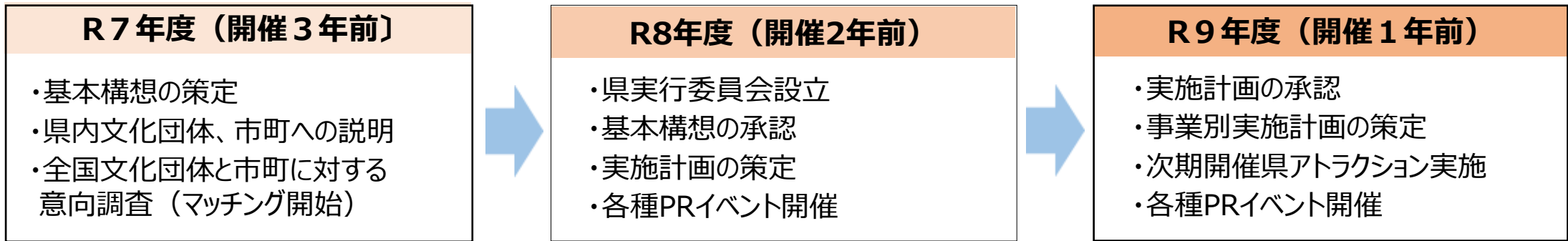
#### ① 応援事業(県認定)

➤ 国民文化祭等の趣旨に賛同する各種団体等が、県内で実施する文化事業等で、相互に広報協力を実施

#### ② 協賛事業(国承認)

➤ 国民文化祭等の趣旨に賛同する全国の自治体・文化団体・企業等が実施する文化事業

# 開催までのスケジュール



時期	2025(R7)年度 (3年前)	2026(R8)年度 (2年前)	2027(R9)年度 (1年前)	2028(R10)年度 (開催年)
先催県	●長崎県	●高知県	●東京都	
県	<p>基本構想検討会</p> <p><b>基本構想 策定</b> ※大会のグランドデザイン・骨子</p>	<p>県実行委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開会式、閉会式等の企画検討、準備、運営</li> <li>県主催の各種事業の企画検討、準備、運営</li> <li>広報計画の作成、実施</li> </ul>		
	<p>※市町、文化団体の意向を踏まえたマッチング(開催地)を実施</p>	<p><b>実施計画 策定</b> ※実施事業や広報計画等</p>	<p><b>個別実行計画 策定</b> ※各事業ごとの詳細計画等</p>	
市町	<p>主催事業の企画・調整</p>	<p>連携</p> <p>市町実行委員会(随時設立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化事業の全国大会の企画検討、準備、運営</li> <li>市町プログラムの企画検討、準備、運営</li> </ul>		
<p>国民文化祭 全国障害者芸術・文化祭</p>				

※開催に向けた各種広報活動や節目イベント等について、市町等と連携して実施予定

第 43 回国民文化祭、第 28 回全国障害者芸術・文化祭  
愛媛県実行委員会の設立趣旨

国民文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典です。

また、伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化等の活動を全国規模で発表、共演、交流する場であり、昭和 61 年から開催されてきました。

全国障害者芸術・文化祭は、障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、平成 13 年から開催され、平成 29 年からは国民文化祭と一体的に開催されています。

令和 10 年に本県で開催する国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭では、文化芸術に関わった一人ひとりの「<sup>えがお</sup>愛顔」が新たな「<sup>えがお</sup>愛顔」を育み、その輪が大きく力強く広がっていき、文化芸術が持つ「共に創り・共に生きる」力を活用した未来の新たな社会を愛媛から創りだす起点となることを目指します。

また、愛媛の風土と人々の営みが織り上げた豊かな地域資源の魅力を発信するとともに、遍路文化で培われた「お接待の心」で国内外の来訪者をお迎えし、交流人口の拡大と地域活力の増進を図ります。

文化祭の成功に向けて、オール愛媛で開催準備や事業運営等を行うため、県、市町、関係機関及び関係団体で組織する「第 43 回国民文化祭、第 28 回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会」を設立します。

## 第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会会則(案)

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 本会は、第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 実行委員会は、第43回国民文化祭及び第28回全国障害者芸術・文化祭（以下「文化祭」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

## (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 文化祭の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 第2章 組織

## (構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、関係機関及び関係団体等で組織し、別表に掲げる役職にある者をもって充てる。

## (委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。
- 5 参与は、この会則に従い議事について助言を行うことができる。

## (委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて別表を改正し、委員等を拡充又は削減することができる。

## (委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要

と認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により報酬及び旅費を支給する場合は、愛媛県職員の例による。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画委員会

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事及び参与をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 文化祭の基本構想及び実施計画に関すること。
- (3) 文化祭の準備及び運営に関すること。
- (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
- (5) その他文化祭の開催に関して重要な事項に関すること。

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。

7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、前条第3項各号に掲げる事項について、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は軽易な事項については、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りではない。

3 第1項の規定により専決処分をした事項のうち、別表の改正を除く会則の改廃、基本構想若しくは実施計画の重要な変更、又は予算若しくは決算に関する重要な事項については、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(企画委員会)

第11条 企画委員会は、委員長、副委員長及び企画委員（以下「企画委員等」という。）をもって組織する。

2 企画委員等は、関係機関、関係団体及び学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。

3 企画委員等の任期は、会長が定める。

4 企画委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長に事故その他やむを得ない理由があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

6 企画委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 文化祭の事業の企画及び広報に関すること。

(2) その他、文化祭の準備、運営及び実施等に必要な事項に関すること。

7 企画委員会は、前項に掲げる事項を審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告する。

8 会長は、企画委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、企画委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第4章 事務局

第12条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を愛媛県観光スポーツ文化局及び愛媛県保健福祉部内に置く。

2 事務局長は、愛媛県観光スポーツ文化局文化局文化振興課国民文化祭推進室長をもって充てる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第5章 経費及び会計

(経費)

第13条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第14条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。

2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、愛媛県の例による。

#### 第6章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散す

るものとする。

(残余財産の帰属)

第17条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛媛県に帰属するものとする。

(解散後における事務の処理)

第18条 実行委員会解散後の実行委員会に関する事後処理については、愛媛県において処理する。

## 第7章 補則

(一部権利の委任)

第19条 会長は、代理人を置き、実行委員会が受ける負担金等の申請、請求及び報告にかかる権利の一切を代理人に委任する。

2 代理人は、事務局長をもって充てる。

(その他の委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、令和 月 月 日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和9年3月31日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

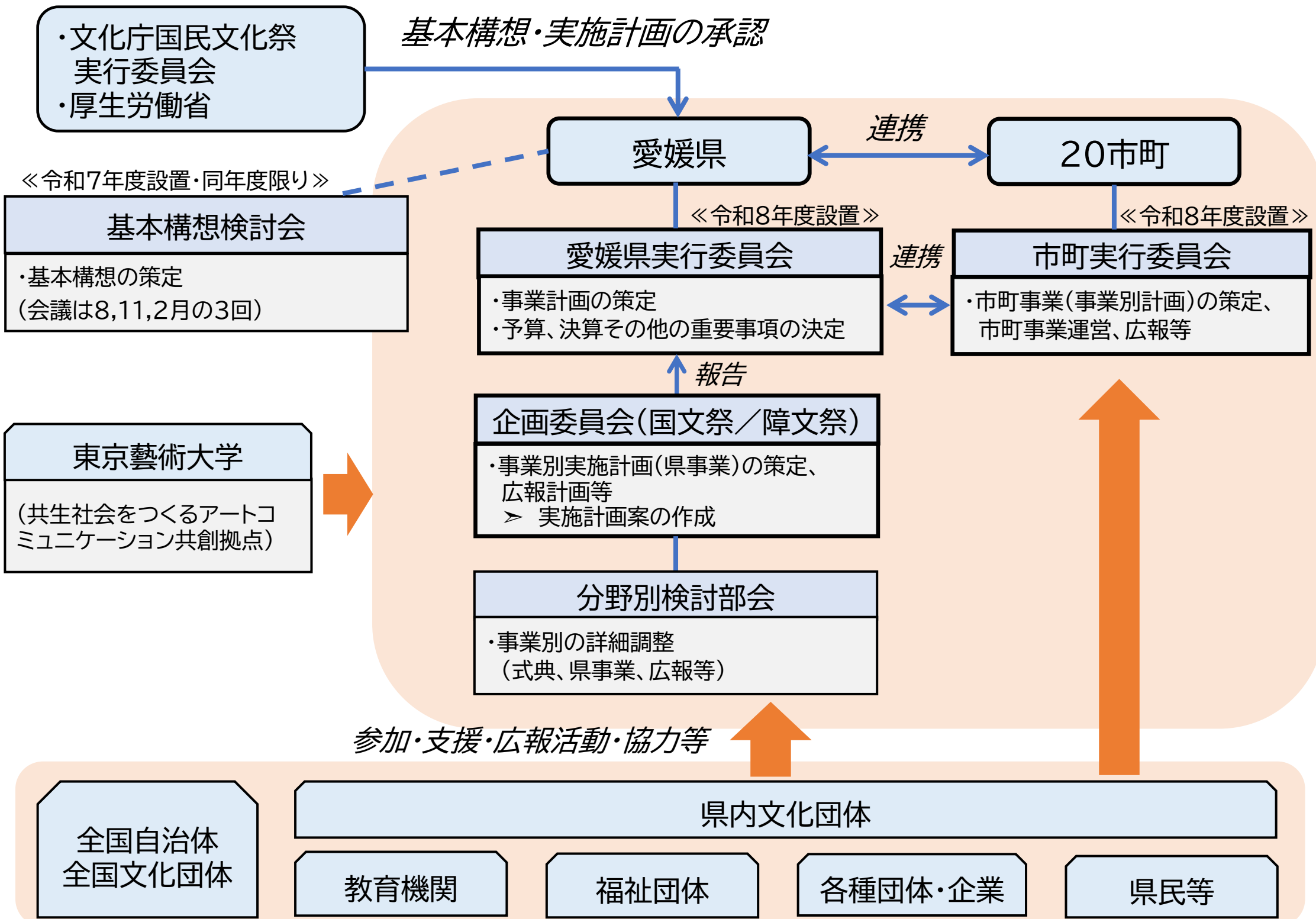
別表（第4条関係） 実行委員会

職名	区分	所属	役職
会長	県	愛媛県	知事
副会長	県	愛媛県	副知事
	県議会	愛媛県議会	議長
	市町	愛媛県市長会	会長
		愛媛県町村会	会長
	文化	愛媛県文化協会	会長
福祉	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	理事長	
委員	県議会	観光スポーツ文教警察委員会	委員長
		環境保健福祉委員会	委員長
	市町	松山市	市長
		今治市	市長
		宇和島市	市長
		八幡浜市	市長
		新居浜市	市長
		西条市	市長
		大洲市	市長
		伊予市	市長
		四国中央市	市長
		西予市	市長
		東温市	市長
		上島町	町長
		久万高原町	町長
		松前町	町長
		砥部町	町長
		内子町	町長
		伊方町	町長
		松野町	町長
	鬼北町	町長	
	愛南町	町長	
	市町議会	愛媛県市議会議長会	会長
		愛媛県町村議会議長会	会長
	文化	愛媛県高等学校文化連盟	会長
		公益財団法人愛媛県文化振興財団	代表理事理事長
		松山市立子規記念博物館	総館長
		愛媛県博物館協会	会長
		一般社団法人へんろみち保存協力会	代表理事

福祉	公益財団法人愛媛県シニアクラブ連合会	会長
	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	会長
	愛媛県障害者連絡協議会	会長
	公益財団法人愛媛県身体障害者団体連合会	会長
	一般社団法人愛媛県精神障害者福祉会連合会	会長
	特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会	理事長
教育	愛媛大学	学長
	松山大学	学長
	松山短期大学	学長
	聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部	学長
	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学	学長
	今治明德短期大学	学長
	岡山理科大学	学長
	東京藝術大学	学長
	一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会	会長
	愛媛県立医療技術大学	学長
	愛媛県小中学校長会	会長
	愛媛県高等学校長協会	会長
	愛媛県私立中学高等学校連合会	会長
	愛媛県特別支援学校長会	会長
社会教育	愛媛県連合婦人会	会長
	愛媛県図書館協会	会長
	愛媛県公民館連合会	会長
	愛媛県青少年育成協議会	会長
	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長
	ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長
経済・産業	愛媛県商工会議所連合会	会頭
	愛媛県商工会連合会	会長
	愛媛県中小企業団体中央会	会長
	愛媛県経済同友会	代表幹事
	愛媛県経営者協会	会長
	一般社団法人愛媛県銀行協会	会長
	公益社団法人日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会	会長
	愛媛県信用金庫協会	会長
	愛媛県信用農業協同組合連合会	代表理事理事長
	四国電力株式会社	執行役員愛媛支店長
	N T T 西日本株式会社	四国支店長
	愛媛県酒造協同組合	理事長
	愛媛県商店街振興組合連合会	理事長

	森林・林業	愛媛県森林組合連合会	代表理事会長
	農業・漁業	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長
		愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長
	建設・建築	一般社団法人愛媛県建設業協会	会長
		公益社団法人愛媛県建築士会	会長
	観光	一般社団法人愛媛県観光物産協会	会長
		一般社団法人愛媛県旅行業協会	会長
		公益財団法人愛媛県国際交流協会	理事長
	宿泊	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		愛媛ホテル協会	会長
	輸送	一般社団法人愛媛県バス協会	会長
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長
		伊予鉄道株式会社	代表取締役社長
		一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長
		日本航空株式会社	松山支店長
		全日本空輸株式会社	松山支店長
		松山空港ビル株式会社	代表取締役社長
		愛媛県旅客船協会	会長
	医療保健衛生	一般社団法人愛媛県医師会	会長
		一般社団法人愛媛県歯科医師会	会長
		公益社団法人愛媛県看護協会	会長
		一般社団法人愛媛県薬剤師会	会長
		公益社団法人愛媛県栄養士会	会長
		愛媛県食生活改善推進連絡協議会	会長
	スポーツ	特定非営利活動法人愛媛県レクリエーション協会	会長
		公益財団法人愛媛県スポーツ協会	会長
	県	愛媛県	教育長
		愛媛県	公営企業管理者
		愛媛県	参与
		愛媛県	防災安全統括部長
		愛媛県	人口減少対策統括部長
		愛媛県	総務部長
		愛媛県	企画振興部長
愛媛県		観光スポーツ文化部長	
愛媛県		Velo-city 推進統括監	
愛媛県		県民環境部長	
愛媛県		保健福祉部長	
愛媛県		経済労働部長	
愛媛県		農林水産部長	

		愛媛県	土木部長
		愛媛県	東予地方局長
		愛媛県	中予地方局長
		愛媛県	南予地方局長
		愛媛県教育委員会事務局	副教育長
		愛媛県警察本部	本部長
監事	県	愛媛県	会計管理者兼出納局長
	市町	愛媛県市長会	副会長
		愛媛県町村会	副会長
参与	報道	株式会社愛媛新聞社	代表取締役会長
		日本放送協会	松山放送局長
		南海放送株式会社	代表取締役社長
		株式会社テレビ愛媛	代表取締役社長
		一般社団法人共同通信社	松山支局長
		株式会社時事通信社	松山支局長
		株式会社朝日新聞社	松山総局長
		株式会社毎日新聞社	松山支局長
		株式会社日本経済新聞社	松山支局長
		株式会社産経新聞社	松山支局長
		株式会社あいテレビ	代表取締役社長
		株式会社愛媛朝日テレビ	代表取締役社長
		株式会社愛媛CATV	代表取締役社長
		株式会社エフエム愛媛	代表取締役社長



えがお  
愛顔えひめの文化祭2028

(第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭)

基本構想(案)

令和8年5月

愛媛県

# 1 基本的な考え方

## (1) 開催意義

文化芸術は、創造性と感性を備えた豊かな人間性や地域への愛着を育むとともに、人と人、人と地域がつながるまちづくりや、社会・経済活動や人々の交流と結びついた地域活力の向上、共生社会の実現などに寄与します。また、人口減少や少子高齢化が進行する中、地域社会を持続的に発展させていく上でも文化芸術は極めて重要な役割を担っています。

国内最大の文化の祭典である「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」を令和10年に開催する愛媛県は、波穏やかで多島美を誇る瀬戸内海と、リアス海岸が複雑に入り組む宇和海に面し、西日本最高峰の石鎚山がそびえるなど、温暖な気候と美しく豊かな自然に恵まれています。

遍路文化に培われたお接待の心は、変化に富んだ愛媛の大地が形成する東予・中予・南予の各々の圏域で受け継がれながら、様々な交流を通じて、独自の風土や文化を育み、多彩で個性豊かな地域文化を創造する源になっています。

本県では、愛媛の文化を全国に発信し交流の架け橋とするため、平成2年に第5回国民文化祭を開催し、そのレガシーを活かして、県民総合文化祭の拡充を始め、地域や分野の垣根を越えたネットワークづくりを進める中核組織として愛媛県文化協会を設立するなど、地域文化の活性化に取り組んでまいりました。

しかし、この間、本県人口の一貫した減少や、全国平均よりも顕著な少子高齢化などの社会構造の変化により、地域活力の衰退が危惧されるなか、文化を支える人々を取り巻く状況は厳しさを増しており、多様な愛媛の文化を次世代に継承していくためには、担い手の確保・育成や文化団体の自律的・持続的な発展が喫緊の課題となっています。

本県では、「愛のくに <sup>えがお</sup>愛顔あふれる愛媛県」の実現を目指しています。

「<sup>えがお</sup>愛顔」とは、人と人との助け合い、支え合いの根底にある「愛」と、困難にくじけることなく挑戦し、道が開けた時にこぼれる「笑顔」が結ばれて本県で生まれた言葉です。

令和10年は、愛媛県文化協会創立35周年、また、本県を始め西日本に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害の発災から10年を迎えます。

この節目の年に本県で開催する第43回国民文化祭及び第28回全国障害者芸術・文化祭では、文化芸術に関わった一人ひとりの「<sup>えがお</sup>愛顔」が新たな「<sup>えがお</sup>愛顔」を育み、その輪が大きく力強く広がっていき、文化芸術が持つ「共に創り・共に生きる」力を活用した未来の新たな社会を愛媛から創りだす起点となることを目指します。

## (2) 基本方針

---

「国民文化祭」及び「全国障害者芸術・文化祭」の開催に当たっては、次の5つの柱を基本として取り組みます。

### ① 愛媛文化の結集と発信

全ての県民が主役となり、伝統芸能、文学、音楽、美術、メディア芸術などの文化芸術活動や、自然、景観、歴史、ことば、産業、工芸、建築、文化財、食、祭り、四国遍路など、愛媛の風土と人々の営みが織り上げた豊かな地域資源の魅力を結集し、「お接待の心」で国内外に発信する文化の祭典とします。

また、県民が「愛媛らしさ」を再認識し、地域への愛着と誇りを醸成できる契機とします。

### ② 文化芸術の世代を超えた継承と創造

次世代を担う子どもや若者が、全国規模の文化芸術や多彩な地域文化に主体的に関わる機会をこれまで以上に充実させ、創造力と豊かな感性を育むことで、世代を超えた担い手の育成や文化芸術の継承・発展、新たな文化芸術の創造を図る祭典にします。

### ③ 文化芸術でつながるまちづくり

福祉やスポーツ、観光、まちづくりなどの様々な分野にアート（文化芸術）を掛け合わせて、地域が抱える課題に取り組み、文化芸術を介して人と人、人と地域をつなぎ、そこから生まれる新たな価値や関係を社会に広げ、「文化芸術で人々がつながるまち」を創る契機とします。

### ④ 文化芸術を通じた共生社会の実現

年齢や障がいの有無、国籍などに関わらず、誰もが自分らしく参加できる文化芸術活動をより一層展開し、楽しさや感動を共有することで、多様な価値観を認め合い、互いに尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指す祭典にします。

### ⑤ 交流人口の拡大と地域活力の増進

本県全域を舞台として、各種の文化芸術活動を全国規模で発表・共演・交流するとともに、愛媛の地域資源の価値を磨いた多彩なプログラムを展開することで、国民文化の振興と交流人口の拡大を図ります。

また、産学官や地域団体の協働・共創により、文化芸術が生み出す多様な価値を地域の産業や経済活動に活かし、文化芸術の振興と地域活力の増進との好循環を創出する祭典にします。

## 2 開催概要

### (1) 名称

① 正式名称

第43回国文化祭  
第28回全国障害者芸術・文化祭

② 統一名称

愛<sup>えが</sup>顔<sup>が</sup>えひめの文化祭 2028（にーまるにーはち）

※「愛<sup>えが</sup>顔<sup>が</sup>」とは、人と人との助け合い、支え合いの根底にある「愛」と、困難にくじけることなく挑戦し、道が開けた時にこぼれる「笑顔」が結ばれて本県で生まれた言葉です。

### (2) キャッチフレーズ

公募により決定

### (3) 主催者

文化庁、厚生労働省、愛媛県、愛媛県実行委員会、県内市町、市町実行委員会、文化関係団体、障がい者関係団体 等

### (4) 会期

2028（令和10）年10月22日（日）～12月3日（日） 43日間

### (5) マスコットキャラクター

知名度の高い本県のイメージアップキャラクター「みきゃん」「ダークみきゃん」「こみきゃん」を本文化祭用にアレンジして使用



### (6) ロゴマーク

公募により決定

### 3 開催準備計画

年 度	内 容
2026年度 (令和8年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県実行委員会の設置</li> <li>○県実行委員会による基本構想の承認</li> <li>○国実行委員会による基本構想の承認</li> <li>○県実行委員会企画委員会の設置</li> <li>○キャッチフレーズ、ロゴマークの公募・決定</li> <li>○各種広報・啓発の実施（認知獲得期間）</li> <li>○市町実行委員会の設置</li> <li>○実施計画の策定</li> </ul>
2027年度 (令和9年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県実行委員会による実施計画の承認</li> <li>○国実行委員会による実施計画の承認</li> <li>○開催要項、募集要項の作成、配布</li> <li>○各都道府県に出演者・団体の推薦依頼</li> <li>○各種広報・啓発の実施（開催機運増進期間）</li> <li>○令和9年度国民文化祭等閉会式における引継式への出席、次期開催県アトラクションの実施</li> </ul>
2028年度 (令和10年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種広報・啓発の実施（参加機運醸成期間）</li> <li>○出演者・団体の決定</li> <li>○協賛事業、応援事業の実施</li> <li>○第43回国民文化祭／第28回全国障害者芸術・文化祭の開催</li> <li>○実施報告書、公式記録の作成</li> <li>○県実行委員会、市町実行委員会の解散</li> </ul>

<参考資料>

令和 10 年度国民文化祭等基本構想検討会 名簿

(敬称略)

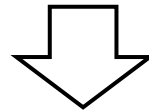
分野	所属・団体名	役職	氏名	備考
文化	愛媛県文化協会	会長	市村 公子	副会長
	愛媛県高等学校文化連盟	会長	中島 康史	
	松山市立子規記念博物館	総館長	竹田 美喜	
	愛媛県文化振興財団	常務理事	田中 寿治	
教育	愛媛大学	学長	仁科 弘重	
	東京藝術大学	学長	日比野 克彦	
福祉	愛媛県社会福祉事業団	理事長	山口 真司	
	愛媛県障害者連絡協議会	会長	河内 修二	
経済	愛媛県商工会議所連合会	専務理事	福井 琴樹	
	愛媛県商工会連合会	専務理事	松田 雄彦	
観光 物産	愛媛県観光物産協会	専務理事	金子 浩一	
	愛媛県農業協同組合中央会	常務理事	松本 聖吾	
市町	愛媛県市長会	事務局長	武智 茂記	
	愛媛県町村会	事務局長	向井 政明	
報道	(株)愛媛新聞社	代表取締役会長	土居 英雄	会長
計			15 名	

## 第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会会則の改正

(旧)

### 第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会会則

第1条 本会は、第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭愛媛県実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。



(新)

### <sup>えがお</sup>愛顔えひめの文化祭2028愛媛県実行委員会会則

第1条 本会は、<sup>えがお</sup>愛顔えひめの文化祭2028 愛媛県実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

## 令和8年度事業計画（案）

「<sup>えがお</sup>愛顔えひめの文化祭 2028（第43回国民文化祭、第28回全国障害者芸術・文化祭）」基本構想に基づき、全ての県民が主役となる文化の祭典にするため、全県的な準備を進めるとともに、愛媛らしい特色ある大会づくりを推進する。

令和8年度は、開催2年前として準備を本格化させるため、実行委員会総会及び企画委員会を随時開催し、文化祭の核となる開会式・閉会式の実施計画を策定するとともに、実行委員会が主催する各種行事の検討やその他の県・市町実施事業のとりまとめを行い、全体の実施計画を策定する。

また、キャッチフレーズ及びロゴマークの公募・決定、PRグッズ等の制作や2年前プレイベントの開催などを通じて計画的かつ積極的な広報活動を行うとともに、様々な媒体を活用した認知度の向上と県内外における開催機運の醸成を図る。

1. 総務費
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 実行委員会総会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支予算、決算その他の重要事項の審議及び決定</li> <li>・ 全体の実施計画の策定</li> </ul> </li> <li>② 企画委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実行委員会主催事業及び広報事業等についての提案、助言、審議及び決定</li> </ul> </li> </ul>
2. 企画広報費
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 開会式・閉会式の準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開会式・閉会式実施計画の策定等</li> </ul> </li> <li>② 市町、文化団体支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町への企画立案支援</li> <li>・ 文化団体が実施する「よさこい高知文化祭 2026（第41回国民文化祭、第26回全国障害者芸術・文化祭）」の視察に対する支援</li> </ul> </li> <li>③ 先催県視察の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画委員等による高知県で開催される「よさこい高知文化祭 2026」の視察調査 ※会期：令和8年10月25日(日)～12月6日(日)</li> </ul> </li> <li>④ 広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャッチフレーズ及びロゴマークの公募</li> <li>・ PRグッズ、ポスター及びチラシ等の作成</li> <li>・ 2年前プレイベントの開催</li> <li>・ 公式ホームページの開設準備</li> <li>・ PR動画及びテーマソングの制作</li> <li>・ 県広報媒体等を活用した広報 等</li> </ul> </li> </ul>

## 令和8年度収支予算（案）

### 【収入の部】

（単位：千円）

区分	予算額	摘要
負担金	42,068	愛媛県からの負担金
計	42,068	

### 【支出の部】

（単位：千円）

区分	予算額	摘要
総務費	4,606	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実行委員会、企画委員会に係る経費</li><li>・ 事務局事務費</li></ul>
企画広報費	37,462	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 開会式・閉会式の準備に係る経費</li><li>・ 市町、文化団体支援に係る経費</li><li>・ 先催県視察に係る経費</li><li>・ 広報啓発に係る経費</li></ul>
計	42,068	

## 今後のスケジュールについて

## ○実行委員会総会の開催スケジュール（予定）

会議日程	会議内容
<p>【設立総会】 【第1回総会】 令和8年5月29日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実行委員会の設立</li> <li>・ 基本構想(案)の承認</li> <li>・ 令和8年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認等</li> </ul>
<p>【第2回総会】 令和8年10月～11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備経過報告等</li> </ul>
<p>【第3回総会】 (書面開催) 令和9年3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和9年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認等</li> </ul>
<p>【第4回総会】 令和9年4月～6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度事業報告</li> <li>・ 令和8年度収支決算(案)の承認</li> <li>・ 実施計画(案)の承認等</li> </ul>
<p>【第5回総会】 (書面開催) 令和10年3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和10年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認等</li> </ul>
<p>【第6回総会】 令和10年4月～6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和9年度事業報告</li> <li>・ 令和9年度収支決算(案)の承認</li> <li>・ 実施計画の報告等</li> </ul>
<p>【第7回総会】 令和11年2月～3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体事業報告</li> <li>・ 全体収支決算(案)の承認</li> <li>・ 実行委員会の解散</li> </ul>

## 【参考】企画委員会について

### ○スケジュール（予定）

年度	会議内容
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会式・閉会式実施計画に係る助言</li> <li>・県実行委員会主催事業に係る意見交換及び実施計画(案)の策定</li> <li>・キャッチフレーズ・ロゴマーク等の選定、広報事業への助言</li> </ul>
令和9年度 令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県実行委員会主催事業及び広報啓発に関する企画調整等</li> </ul>

### ○構成員 16名

分野	所属機関・団体及び役職名	氏名	備考
文化	団体	愛媛県文化協会 会長	市村 公子
	地域 活性化	愛媛大学 地域共創研究センター長	井口 梓
		東京藝術大学 芸術未来研究場 ケア&コミュニケーション領域 協力研究員	二宮 敏
	文芸	松山市立子規記念博物館 総館長	竹田 美喜
	舞台	(特非) K I H O K U R E G I O N A L A C T	牛山 眞貴子
	美術	(特非)クオリティ アンド コミュニケーション オブ アーツ	田中 教夫
	伝統 文化	愛媛大学 地域協働推進機構 特定准教授	大本 敬久
	歴史・ ミュージアム	今治市 学芸員 (村上海賊魅力発信推進協議会)	田中 謙
	文化 施設	えひめ文化振興コンソーシアム事業開発部 プロデューサー	植松 郁香
学校 教育	愛媛県高等学校文化連盟 会長	清水 幸一	
福祉	愛媛県障がい者アートサポートセンター 所長	西田 伸生	
	(特非) インクルーシヴ・ジャパン 代表理事	青山 俊子	
観光 産業	愛媛県観光物産協会 観光物産コーディネーター	森貞 千絵	
	愛媛県商工会議所連合会 副会頭	守谷 みどり	
	愛媛県農業協同組合中央会 参事	伊藤 浩史	
報道	(株)愛媛新聞社 代表取締役会長	土居 英雄	委員長



第43回 国民文化祭 / 第28回 全国障害者芸術・文化祭

# えがお 愛顔えひめの文化祭2028

# キャッチフレーズ & ロゴマーク 大募集!



募集期間  
令和8年  
7月31日(金)  
17:00必着

『愛顔えひめの文化祭2028\*』の認知度向上や機運醸成を図るPR活動等において  
統一的に使用するキャッチフレーズとロゴマークを募集します。

※「第43回 国民文化祭」、「第28回 全国障害者芸術・文化祭」を  
本県で合同開催する際の統一名称

最優秀賞(1点)

優秀賞(2点)

最新の情報は  
こちらからご覧ください



賞状・副賞

5万円

賞状・副賞

1万円

愛顔えひめの文化祭2028



\*入賞者が18歳以下の場合、副賞は賞金相当の図書カードとなります

## 国民文化祭とは

- 全国から様々な文化芸術活動に親しんでいる人が集まり、発表や共演、交流を行う国内最大級の文化の祭典です。
- 観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、他分野とも連携して開催されています。

## 全国障害者芸術・文化祭とは

- 障がい者による芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催されています。

応募・お問合せ先

愛顔えひめの文化祭2028愛媛県実行委員会事務局(愛媛県観光スポーツ文化振興課国民文化祭推進室内)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 FAX:089-913-2617

お問い合わせフォームはこちら▶



# 募集要項

## ●応募資格 どなたでも可能

- 応募方法
- ・郵便
- ・ファクシミリ(キャッチフレーズに限る。)
- ・LoGoフォーム



※LoGoフォームからの応募は、左記二次元コードを読み取ってください。

## ●審査及び発表

- ① 審査は、実行委員会において厳正に行い、最優秀作品を愛顔えひめの文化祭2028のキャッチフレーズ及びロゴマークとして使用します。
- ② 入賞作品及び作者の発表は、令和8年9月下旬～10月上旬に本人に通知するとともに、HPの掲載や報道機関等を通じて公表する予定です。
- ③ 入賞されなかった方への通知は行いません。
- ④ 最優秀作品は、各種イベント等での展示、印刷物への掲載を行います。
- ⑤ 入賞者の発表は、入賞者の住所(市町村名)及び氏名のみ公表します。(児童・生徒・学生に関しては、学校名と学年も併せて公表します。)

## ●募集規約

- ① 入賞作品の著作権は、全て愛顔えひめの文化祭2028愛媛県実行委員会(以下「実行委員会」という。)に帰属するものとし、実行委員会解散後の入賞作品の著作権は、全て愛媛県に帰属するものとします。
- ② 入賞者(著作者)は実行委員会又は実行委員会が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使できないものとします。
- ③ 入賞作品のうち電子データで制作された作品は、当該データを実行委員会に無償で提供するものとします。
- ④ 入賞作品は、必要に応じて調整や補作を行います。また、啓発物品の印刷物、関連グッズの作成及びWEBサイト利用等、異なるサイズの二次的著作物を制作する場合があります。
- ⑤ 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- ⑥ 応募作品は、採用・不採用に関わらず返却しません。
- ⑦ 個人情報については、応募の確認、作品の審査、入賞者への通知、入賞作品の公表以外には使用しません。
- ⑧ 作品を応募された方は、応募の時点で本募集要項に同意したものとみなします。また、応募作品に著作権その他の違反があると主催者が判断した場合には、採用作品等の決定後であっても採用等を取り消すとともに、著作権、その他第三者の権利について問題が生じた場合は、主催者は一切の責任を負いません。

## 先催県のキャッチフレーズ

令和6年 岐阜県	ともに・つなぐ・みらいへ ~清流文化の創造~
令和7年 長崎県	文化をみんなに
令和8年 高知県	心踊る、文化咲く

## 先催県のロゴマーク

令和6年 岐阜県



令和7年 長崎県



令和8年 高知県



キリトリ

## 愛顔えひめの文化祭2028 キャッチフレーズ・ロゴマーク応募用紙

氏名	ふりがな	電話番号	
生年月日	昭・平・令 年 月 日	学校名 ※児童・生徒・学生のみ	学年 年
住所	〒		
どちらに応募しますか ※応募する方に✓を記入ください(両方でも可)			
<input type="checkbox"/> キャッチフレーズ		<input type="checkbox"/> ロゴマーク	
キャッチフレーズ			
作品意図 ※キャッチフレーズ・ロゴマーク共通			
募集規約に同意します <input type="checkbox"/>	ロゴマークは本用紙に必要事項を記入の上、デザイン画をA4用紙で添付してください。 ●2応募目以降は本用紙をコピーしてお使いください。		